

【山崎県議】

日本共産党の山崎すなおです。本日は地元川口をはじめ、多くの方に傍聴にお越しいただき、心より感謝申し上げます。それでは、日本共産党を代表して一般質問を行います。

I、子育て支援を基本として、少子化の克服に全力を

埼玉県県民満足度調査によると、少子化に危機感を抱いている県民の割合は82.2%にのぼりました。また、少子化の原因は「子育てに対する経済的負担」が重いことが第1位となっています。埼玉県の昨年の出生率は1.17です。少子高齢化への対応は必要ですが、やはり、少子化に立ち向かい「克服」することが県民から求められています。私は4歳の子どもを育てながら働いてきましたが、子育てと仕事の両立が本当に難しいと日々感じています。こんなに大変では子どもが減っていくのも当たり前だと思う時もあります。子育てを社会全体で応援していただきたい。知事、子育て支援を基本として、少子化の「克服」に全力を挙げていただきたいのですが、ご答弁をお願いします。

【知事】

山崎すなお議員の御質問に順次お答えを申し上げます。まず、「子育て支援を基本として、少子化の克服に全力を」のお尋ねのうち、子育て支援を基本として、少子化の克服に全力を挙げてについてであります。少子化の背景には、様々な要因が複雑に絡み合っていることから、県では「埼玉県子育て応援行動計画」を策定し、幅広い分野にわたる取組を総合的に実施をしているところであります。議員お話しの子育て支援については、社会全体で応援する取組も含め、これまでも数多く実施してまいりました。本県におけるパパ・ママ応援ショップに対する子育て家庭の認知度は98.8パーセントに上っており、乳幼児との外出を支援する赤ちゃんの駅などと合わせて、2万3,600か所を超え、全国最大規模となっております。また、今年度から「コバトンベビーギフト」事業を新たに実施し、市町村と子育て世帯を確実につなぎ、孤立した子育てなどを地域全体で防止する取組を行っています。さらに、子ども食堂など、子供が地域で安心して過ごせる居場所を令和6年度末までに、目標である800か所の設置ができるよう取り組んでいるところであります。この目標を達成するため、本年9月に、「こどもの居場所フェア埼玉」を初めて開催し、子供の居場所の認知拡大やその運営団体と民間企業との交流機会の創出を図りました。また、11月には、出産・育児への不安を解消し、子育ての楽しさを実感していただく、「SAITAMA子育て応援フェスタ」を官民連携で新たに開催し、2日間で1万7,300人を超える方々に御来場いただきました。今後も、こうした子育てを支援する取組を重ねて実施し、「子育てに希望が持てる社会」を実現することで、少子化の流れを転換できるよう、全力で取り組んでまいります。

【山崎県議】

次に、具体的な子育て支援策について伺います。

まず、保育制度の拡充についてです。川口市など県南部では保育士不足が深刻です。保育士がいなくために定員通り子どもを受け入れられない保育所が多数生まれています。令和5年度県の聞き取りによる

と、全県で 925 人の子どもを受け入れることができなかつたとのことです。保育士の給与基準には地域格差があり、東京に比べて埼玉県が低いことが県南部の保育士確保が困難な理由となっています。知事に伺います。県として国に対しこの公定価格の地域区分見直しを働きかけておられますが、来年度解消の見通しはあるのでしょうか？公定価格の地域区分格差解消が実現しないうちは、県として処遇改善をすべきと思いますが、この2点についてご答弁を求めます。

【知事】

次に、県として国に対し地域区分の見直しを働き掛けているが、来年度解消の見通しはあるのかについてであります。保育士に関しては、保育士給与の原資となる国の公定価格が本県の実情を反映していない地域区分により決められており、隣接する東京23区と比べ著しく低く設定されていることから、特に県南部の自治体では人材確保に大きな支障が生じています。そこで、地域区分の見直しを実現させるため、これまでも機会を捉え、大臣、県選出の国会議員に対して要望してまいりました。直近では、11月13日に、保育士が給与水準の高い地域へ流出するという共通の課題を持つ埼玉県・千葉県・奈良県・和歌山県の4県が共同で、工藤彰三内閣府副大臣に対し、隣接する自治体間で地域区分に大きな差が生じないように、地域の実情を十分に反映した地域区分にすることなどについて要望をいたしました。また、その二日後には、私、自ら、工藤副大臣に対し、公務員の地域手当のみならず、公示価格など他の客観的指標も考慮するなど地域の実情を十分に反映した地域区分を設定することについて強く要望をいたしました。現時点では、まだ改善の見通しは立っておりませんが、私の説明に対し、工藤副大臣からは、保育士の処遇改善は当然の話であり、財源確保に向けてしっかりと頑張っていく旨の回答を頂いたところであります。今後もあらゆる機会を通じ、国に対し、粘り強く要望してまいります。

次に、地域区分の格差解消が実現しないうちは、県として処遇改善をすべきについてであります。

私は、保育士への最善の処遇改善は、国が定めている給与の原資となる公定価格の見直しであると強く認識しており、まずは国に対し、このナショナルミニマムの問題に取り組むよう総力を挙げて働き掛けることが最優先と考えます。一方、公定価格の見直しには一定の時間を要することもあり、その間は保育士確保に効果的な取組を実施していくことも重要と考えます。そこで、県では、保育士自身に直接支援が届く処遇改善策として、就職準備金の貸付けや宿舍借上補助の県独自の上乘せのほか、今年度からは保育士への奨学金返済支援事業を行っています。今後も、保育士が仕事にやりがいと誇りを持って働くことができるよう、保育士の方に直接支援が届く処遇改善に市町村と共に取り組んでまいります。

【山崎県議】

県は新卒・既卒保育士の県内就業を応援して、20万円の準備金貸付を設けています。これは2年間の県内就業で返還免除となります。昨年度、新卒457人既卒27人の保育士に準備金がわたっています。また奨学金を借りて資格を習得した保育士の奨学金返済を支援する制度も今年度から始まり、9市町村が実施する予定です。①これらの支援制度をさらに多くの市町村に広げたいと思いますがいかがでしょうか②また、保育士養成校に埼玉県にはこんな支援制度がありますとアピールしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、福祉部長2点答弁を求めます。

【福祉部長】

山崎すなお議員の御質問に順次お答えを申し上げます。まず、御質問1「子育て支援を基本として、少子化の克服に全力を」のお尋ねのうち、就職準備金貸付や奨学金返済支援制度を多くの市町村に広げたいについてお答え申し上げます。県では、保育士自身に直接届く支援が重要と考え、県の独自策として、新卒保育士向けの就職準備金貸付や短時間での就労を希望する潜在保育士向けの就職準備金貸付等を実施しております。また、今年度からは、奨学金を返済しながら保育所等で働く保育士に対し、年額18万円を5年間、最大で90万円の支援を行う保育士奨学金返済支援事業を新たに開始しました。本県の保育士確保に係る各種事業が、多くの市町村で活用していただけるよう、会議の場など、あらゆる機会を通じて積極的に働き掛けてまいります。

次に、保育士養成校に支援制度があることをアピールしていただきたいについてでございます。

現在、県内全ての保育士養成校に対し、新卒保育士向けの支援施策を記載したパンフレットを送付し、少しでも多くの学生に本県の保育現場へ興味を持っていただけるよう取り組んでいるところです。

また、県内保育所との就職のマッチングを行う保育士就職フェアや、保育士の就職あっせんを行う保育士・保育園支援センターなどにおいて、こうした支援制度を紹介しております。引き続き、保育士を目指す方々に対し、本県の支援制度をアピールしていくことで保育士確保に努めてまいります。

【山崎県議】

続いて、病児保育所の拡充についてです。本当は子どもが病気の時にいつも仕事を休めればいいのですが、どうしてもお願いせざるをえない場合があります。子育ての中心を担っている本県の30~40代女性は非正規労働者も多く、欠勤がそのまま収入の低下につながります。全県に144施設ですが、市町村ごとにばらつきもあって、川口市は4か所しかありません。さらに増設していただきたいのですが、小児科学会では、「病児保育に手をだすな」「やればやるほど赤字になる」と言われているそうです。補助は国と県と市町村で3分の1ずつ、運営費として700万円程度、あとは利用者ひとり当たりの加算です。病児保育所の場合、当日キャンセルもあり利用人数が確定しないという問題があります。そこで、質問ですが、病児保育所を増やしていくため県としての補助金増額をしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。また加算制度ではなく運営費補助を基本とするよう国に要望していただきたいのですがいかがでしょうか、2点、福祉部長のご答弁を求めます。

【福祉部長】

次に、病児保育所を増やしていくための補助金増額についてでございます。病児保育事業は、子ども・子育て支援法に基づき市町村が実施する事業であり、費用は国・県・市町村で負担することとなっております。県の補助額は、年々増加し、昨年度は4年前の平成30年度に比べ、1.26倍の約2億3千万円を補助し、数も着実に増えてきております。こうしたことから、現時点では、県の補助金による上乗せは考えておりませんが、この事業を必要とする市町村が確実に実施できるよう予算の確保に努めてまいります。

次に、加算制度ではなく運営費補助を基本とするよう国に要望していただきたいについてでございます。これまで、国に対して、病児保育事業の基本単価の増額をはじめ、利用児童数に左右されることなく安定経営を維持できる補助の仕組みとするよう要望してまいりました。その結果、令和5年度からは、保護

者が当日に病児保育施設の利用をキャンセルすることが多い状況を踏まえ、補助メニューに当日キャンセル対応加算が追加されたところです。引き続き、国に対し、病児保育事業が安定して運営できるよう補助金の増額について要望してまいります。

【山崎県議の再質問】

県内はもちろん近隣の保育士養成校に足も運んで保育士を獲得していただきたいのですがどうですか。

【福祉部長】

御質問1「子育て支援を基本として、少子化の克服に全力を」のうち、近隣の保育士養成校に足を運んでいただきたいとの再質問にお答えを申し上げます。

本県では、これまで県内の保育士養成校に対し、県内保育所への就職につながるよう様々な支援制度をアピールしてきたところですが、近隣の保育士養成校にも働き掛けることは、保育士確保に向けた有効な策の一つであると考えます。今後の保育士確保に当たりましては、県外の大学・短大などの保育士養成校への訪問についても検討してまいります。

【山崎県議】

次に、教育費の負担軽減、特に県立高校の負担についてです。

県立高校では、一定所得範囲の方は国の就学支援事業で授業料は無償となっていますが、そのほかに多数の負担があります。ある県立高校1年生の男子生徒は冷房費・学校積み立て金・PTA・後援会・生徒会費として11万4千円、制服代として6万4千円・修学旅行7万2千円、タブレット端末購入費3万9千円と教科書1万4千円、体育着・ジャージ・上履き・カップあわせて3万1千円と県立高校でありながら、初年度33万4千円もの費用がかかりました。まず、県立高校1年生のこの負担について、知事の感想をお伺いします。

【知事】

県立高校1年生に対する負担額についてであります。議員お話しのとおり、本県の県立高校におきましては、制服や教科書、タブレット端末などの購入費や、空調費を含めたPTA会費など、高校1年時には保護者の負担額は30万円を超える場合も生じております。一般的に、高校に入学する際には、教科書や制服、体育着などを購入していただいていると承知をしております。このような一定の受益者負担を求めることは必ずしも否定されるものではないと考えますが、本県の県立高校1年時における費用につきましては、保護者の皆様に御負担をおかけしているものと認識をしております。

【山崎県議】

特にタブレットの負担は、入学時の負担を大きく増やすとともに、学校ごとに3万から15万円と初年度の教育費に大きなバラつきを生んでいます。

タブレット端末の負担について6月定例会でも取り上げ、ご答弁は「国が負担すべきもの」ということでした。私も文部科学省の担当者に会い、タブレット端末の国負担を求めたところ「国としては3分の1交付税措置をしている」とのことでした。学校のICT環境整備に係る交付税措置があるのですから使う

べきです。教育長、県として、タブレット端末配備をすべきと考えますが、いかがでしょうか？

【教育長】

山崎すなお議員の御質問1「子育て支援を基本として、少子化の克服に全力を」についてお答えを申し上げます。まず、「県として、タブレット端末配備をすべき」についてでございます。学校のタブレット端末等のICT環境整備に関する交付税措置については承知しておりますが、生徒1人1台端末の整備には多額の財源を要します。GIGAスクール構想は、国が全国的に進めているものであり、小中学校と同様、高等学校についても、国による更なる財源措置がなされるべきものと考えます。そのため、県では、十分な財源措置について国に引き続き要望してまいります。

【山崎県議の再質問】

タブレット端末について、小中学校並みの助成を国がすべきだということでしたが、それが実現しない場合でもタブレット端末の負担軽減に取り組むべきと考えますがいかがですか。

【教育長】

御質問1「子育て支援を基本として、少子化の克服に全力を」のうち、タブレット端末の配備についての再質問にお答えを申し上げます。県では、経済的理由によりタブレット端末の購入が困難な場合に備え、貸出用のタブレットを公費で整備しております。加えて、希望する学校が共同で端末を調達することで、スケールメリットを働かせ、端末の購入価格を低減し、保護者負担を軽減する方策についても準備を進めております。引き続き、県では、タブレット端末に関する十分な財源措置について、国に要望してまいります。

【山崎県議】

次に学校のエアコン設置運営費用です。もはや地球沸騰の時代、エアコンは生徒の健康を守るだけでなく、教員の健康を守るうえでも欠かせません。教育的にも労働者保護の観点からも当然県が負担するものと考えます。県立高校のエアコンの県負担について研究が進んでいると聞いています。一般質問第一日目にご答弁もありましたが、教育長、研究の進捗と、県負担についての決意をお示してください。

【教育長】

次に、「県立高校のエアコンの県負担について、研究の進捗と決意」についてでございます。県では、これまで、各学校のエアコンの設置数、設置年度、費用等の詳細な調査や他県のエアコン整備計画や保護者への補助制度等の調査を行い、公費負担の検討を行ってまいりました。これらの調査結果を踏まえ、財源の見直しを含めその手法について、引き続き検討してまいります。

【山崎県議の再質問】

エアコンの県負担について、財源の見直しはいつ頃につくのかお答えください。

【教育長】

御質問1「子育て支援を基本として、少子化の克服に全力を」のうち、県立高校のエアコンの県負担についての再質問にお答えを申し上げます。今や学校のエアコンは必要不可欠なものと認識しておりますので、エアコン代を保護者に御負担いただいていることにつきましては、大変心苦しく思っております。引き続き、エアコンの公費負担の実現については、財源の見通しについて、いつまでと今ハッキリ申し上げられませんが、その手法について検討してまいります。

【山崎県議の再々質問】

エアコンの整備は必要不可欠である。先ほど、財源の見通しがいつと言うのは難しいとの答弁だったが、ある程度の目安だけでも教えていただきたいのですが、いかがですか。

【教育長】

御質問1「子育て支援を基本として、少子化の克服に全力を」のうち、県立高校のエアコンの県負担についての再々質問にお答えを申し上げます。県では、エアコンの設置費や維持管理費の公費負担に向けて、これまで、各学校のエアコンの契約状況や設置状況を調査してきました。しかしながら、県立学校の施設に関しましては、現在も特別支援学校の整備を計画的に実施しているほか、校舎の老朽化対策なども必要な状況であり、エアコンの公費負担に係る財源の見通しを立てていく必要がございます。今後、必要な財源の見通しが立ち次第、速やかに公費負担に着手できるよう、検討してまいります。

【山崎県議】

次の柱に移ります。

Ⅱ、子どもを守るためには、虐待に至る前の予防的支援の拡充が不可欠

2022年度の本県の虐待相談対応件数は18,877件で10年前の2012年と比べて3.9倍になっています。児童相談所の児童福祉司の定数増も一定計られています。職員の急増に育成も追いつかず、ベテラン職員への負担が過重になっています。このような中、今年10月、児童相談所など自治体労働者の組合である日本自治体労働組合総連合は児童虐待防止対策について、発生後の対応強化だけではなく、「予防的支援」に転換することを求める政策提言を発表しました。

国は来年4月から、福祉と保健の両面で妊娠から切れ目なく保護者の相談にのる「こども家庭センター」の設置を市町村の努力義務としました。こども家庭センターには虐待をはじめ様々な相談等を担当する子ども家庭支援員と、母子保健の相談等を担当する保健師、さらに統括支援員が配置され、虐待を防ぐとしています。その人材を全市町村が確保して配置できるのが鍵です。

そこで伺います。こども家庭センターの設置は市町村の努力義務ですが、県としてガイドラインなどを示し、設置を市町村に働きかけるべきですが、いかがでしょうか。また設置を行う市町村に対し、人材確保などを県として支援することについて、福祉部長お答えください。

【福祉部長】

次に、御質問2「子どもを守るために、虐待に至る前の予防的支援の拡充が不可欠」のうち「こども家庭センターの設置について、ガイドラインなどを示し設置を市町村に働きかけるべき」についてお答えを申し上げます。現在、国においてガイドラインを作成しており、年度内に示されると聞いておりますの

で、県独自のガイドラインを作成する予定はございませんが、会議などの機会を通じて「こども家庭センター」の目的などを丁寧に説明し、設置を働き掛けてまいります。

次に、「市町村に対する県としての支援」についてでございます。「こども家庭センター」には、母子保健と児童福祉の双方について十分な知識を持つ統括支援員の設置が義務付けられており、その確保が課題となっております。県といたしましては、統括支援員の研修を実施し、「こども家庭センター」が人材を確実に確保して円滑に設置、運営されるよう、市町村を支援してまいります。

【山崎県議】

コロナ過での虐待増加への懸念から、今年度三郷市など県内6自治体で、支援対象児童等見守り強化事業を実施しています。三郷市から委託されている彩の国子ども・若者支援ネットワークの方は「おもちゃやぬいぐるみを届けるために家庭を訪問。その際、子どもの安否確認を行います。行政を拒否する家庭であっても、私たちが拒否する家庭はありません。訪問時の子どもや保護者の会話などから様々な支援につなぎ、虐待リスクを低減させます」と話していました。この事業は国と市町村の事業ですが、県からも市町村への補助を行い、さらに広げていただきたいのですが、福祉部長いかがでしょうか？

【福祉部長】

次に、「支援対象児童等見守り強化事業について、県からも市町村への補助を行い、さらに広げるべき」についてでございます。この事業は、市町村が実施主体となり、要保護児童等の居宅を訪問し、状況の把握や食事の提供などを行うことで、児童の見守り体制を強化するもので、令和5年度は6市町が実施しております。この事業に係る経費は、国の要綱で国が2/3、市町村が1/3の負担となっており、県が補助することは考えておりませんが、三郷市などの好事例を横展開し、実施市町村を広げられるよう積極的に取り組んでまいります。

【山崎県議】

もちろん児童相談所の強化など、虐待対応が引き続き重要なことは言うまでもありません。県は、2019年以降、3つの児相の安全確認を民間団体に委託し、10月からはすべての児相で実施されています。子どもの安全確認には専門性が必須だとして、党県議団は繰り返し懸念を表明してきました。

先行実施している3つの児相では正規職員は2名、非正規は6名で安全確認を行ってきました。非正規職員で通算3年以上勤務し続けているのはそのうち2名にすぎません。くるくる入れ替わる非正規職にファーストタッチを任せることに、専門性の観点からも個人情報保護の観点からも問題はないのでしょうか。あくまで民間委託を続けるのであれば、すべて正規職でとありますが、いかがでしょうか。県は職員の雇用状況や雇用形態、勤続年数など定期的に把握すべきと考えますが、いかがでしょうか。福祉部長以上3点お答えください。

【福祉部長】

次に、「児童の安全確保の民間委託について、非正規職に任せることに専門性や個人情報保護の観点から問題はないのか」についてでございます。虐待通告を受けた児童相談所は、事前にリスク評価をしっかりと行った上で、委託可能と判断した事案について民間事業者に連絡し、民間事業者は2名の職員で安全

確認を実施しています。職員の要件については、正規か非正規かという就労形態ではなく、「対面による相談業務の実務経験が1年以上あること」としております。職員の専門性の確保については、事業者が職員の研修を定期的に行っております。個人情報の管理については、事業者は職員に個人情報の適切な管理に関する規定の内容を説明し、誓約書の提出を受けるとともに、県はその状況報告を求めるなど適正に行っており、問題はないと考えております。

次に、「民間委託を続けるのであれば、すべて正規職員でと考えるがどうか」についてでございます。先ほど申し上げたとおり、職員の要件としては、業務遂行に必要な能力の有無を求めています。事業者において、適切に安全確認が実施される体制が取れていることが重要ですので、全て正規職員である必要はないと考えておりますが、県としては業務の履行状況をしっかりと確認してまいります。次に、「県は職員の雇用状況や雇用形態、勤続年数など定期的に把握すべきである」についてでございます。県ではこれまで、職員の相談の実務経験などについて把握をしておりましたが、業務遂行上必要な場合などは、職員の勤務年数などについても把握してまいります。

【山崎県議】

続いて一時保護所についてです。一時保護所は子どもの行動を著しく制限することから、その期間は原則2か月とされています。しかし、昨年度最長滞在は813日です。一時保護の期間が長期化する理由として「受け入れ施設の空きが見つからなかった」が挙げられます。特に非行などの問題行動がある子どもの入所施設は埼玉学園1つしかなく、しかも対象は中学校3年生までです。児童自立支援施設の受け入れ拡大に向けて施設整備をおこなっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。また受け入れ年齢の拡大をしていただきたいのですがいかがでしょうか。福祉部長お答えください。

【福祉部長】

次に、「児童自立支援施設の受け入れ拡大に向けた施設整備」についてでございます。埼玉学園については、埼玉県庁舎・公の施設マネジメント方針において、令和2年度にアセスメント評価を受けており、「適切に維持管理し長寿命化を図る」との方向性が示されております。そのため、現時点では受け入れ拡大に向けた施設整備は難しいと考えておりますが、児童自立支援施設の受け入れ拡大については、その必要性を含めて研究してまいります。

次に、「受け入れ年齢の拡大」についてでございます。埼玉学園は小中学生を中心に入所しており、上尾市教育委員会の協力のもと、義務教育期間中の入所児童・生徒への学校教育の提供を学園内で行っています。義務教育を修了した場合でも、目標とするプログラムや指導がまだ終了していない児童が引き続き入所している個別の事例はございますが、仕組みとして中学校卒業後の児童を受け入れる人員体制などが整っておりませんので、現時点では受け入れ年齢の拡大は難しいと考えております。

【山崎県議】

次の柱に移ります。

Ⅲ、失われた30年、県は、賃金低下と物価高騰に疲弊する県民の防波堤に

失われた30年ともいわれる長きにわたる経済の停滞により、すでに県民の暮らしが疲弊しきついているところを物価高騰が襲っています。労働者の実質賃金は96年のピーク時から年64万円も減少し、

日本経済の5割以上を占める家計消費の落ち込みは国内経済を停滞させ国民一人当たりのGDPはG7で最下位となっています。

県の役割は、県民の暮らしの厳しさに心をよせ、物価高騰の波からの防波堤になることです。この観点から以下質問します。

(1) 年収200万円の母子家庭に3万円の増額！国民健康保険税 引き上げ方針撤回を

国民健康保険税が高すぎます。川口市で所得200万円の4人家族で年額約32万円の保険税は負担の限界です。しかし埼玉県は、第3期県国民健康保険運営方針案を策定し、令和9年度までの保険税水準の準統一のために、市町村の一般会計からの繰り入れを全廃するとしています。党県議団は、市町村の一般会計繰り入れ全廃は必ず保険税の引き上げをまねく、今すぐ統一は必要ないとして、運営方針撤回を主張してきました。

ところが、県はこれまで「今後検討する」としてきた収納率までの完全統一の期限を令和12年度までと、突如明記してきました。収納率は、大都市部で低く、今でも8%の市町村格差があります。完全統一の期限を決めて無理やり目指すなら、今以上に収納対策が強化され、差し押さえなどが横行しかねません。

国保税水準統一を県民は求めています。今年8月から9月にかけて個人15人、7団体から84件寄せられた県民コメントは「保険税の引き上げを行うべきではない」「法定外繰り入れ解消を市町村に求めるべきではない」「準統一を進めるべきではない」という意見が圧倒的でした。県は、県民の声に耳を傾けるどころか、真逆の修正を行ったのです。

知事に伺います。県民コメントにかけられた方針案と決定された方針案はかけ離れたものです。意見と真逆の修正を行うのであるなら、県民コメントにはどのような意義があるのでしょうか。県民コメントを再度実施すべきと考えますが、いかがでしょうか？8月から9月に行った県民コメントは、一般には未だに公表されていません。方針を決定する前に公表すべきです。県民コメント制度を改正すべきと考えますが、いかがでしょうか。以上3点見解をお答えください。

【知事】

次に、「失われた30年、県は、賃金低下と物価高騰に疲弊する県民の防波堤に」のお尋ねのうち、「年収200万円の母子家庭に3万円の増額！国民健康保険税引き上げ方針撤回を」の意見と真逆の修正を行うのであれば、県民コメントにはどのような意義があるのかについてであります。保険税水準の完全統一の実施時期について、県民コメントにかけた案では、「収納率の差が一定程度まで縮小された時点」としておりました。

現在の案では、「収納率の差を縮小し、令和12年度の完全統一を目指す」との表記とし、目標年度を定めたものであります。これは、収納率の差が令和4年度において更に縮小したことや、複数の市町村から目標年度を明確にしてほしいとの意見があったことを踏まえた修正であり、当初の案から大きくかけ離れたものではありません。また、附属機関である国民健康保険運営協議会で県民コメントの意見を示した上で審議をし、答申を頂いたところであります。

県民コメント制度には、県民誰もが意見を述べる機会が保障されており、寄せられた御意見につきましては協議会における審議の参考にさせていただいているという意義があります。他方、県の施策等の立案に対して賛否を問うものではないとともに、寄せられた全ての御意見の反映が困難なことは御理解い

ただきたいと思います。

次に、県民コメントを再度実施すべきと考えるがどうかについてであります。今回の県民コメントは定められた手続に従い適正に実施されていることから、再度実施することは考えておりません。

次に、県民コメント制度を改正すべきと考えるがどうかについてであります。県民コメント制度では、寄せられた意見を考慮して意思決定を行うものとされており、寄せられた意見は、県の意思決定後に県の考え方と併せて公表するものとしております。先ほど申し上げたとおり、県民コメント制度は賛否を問うものではありませんので、公表の時期の見直しは考えておりません。

【山崎県議】

2017年以来、国保運営方針のもと、53自治体が保険税を引き上げています。この12月定例会でも狭山市は全体で平均7,390円引き上げ、例えば年収236万円2人の子どもを抱える母子家庭の保険税を約3万円引き上げ24万5800円とする案を提出しています。さらに県は狭山市の一般会計繰り入れ解消が進んでいないとして、特別指導を予定しています。知事、母子家庭に年3万円もの保険税引き上げを行うことについて、どうお感じになりますか。狭山市に県が特別指導を行い、狭山市の一般会計繰り入れが全廃されたなら、さらなる保険税引き上げが起こるのではないのでしょうか？統一のメリットは県内どこでも同じ保険税と言いますが、高い金額で同じ保険税になるなら、被保険者のメリットはないと考えますが、いかがでしょうか？一般会計繰り入れ全廃の第3期運営方針を撤回すべきと考えますが、以上4点知事の答弁を求めます。

【知事】

次に、母子家庭に年3万円もの保険税引き上げについてどう感じるかについてであります。国民健康保険制度は、被用者保険の事業主負担に相当する部分がないことから、制度の運営に当たり、国費、県費など2,000億円を超える公費が投入をされております。また、所得に応じた軽減制度など、低所得者に配慮した制度も併せて設けられています。その上で、被保険者の方には、国民健康保険制度を維持するために必要な額を保険税として負担していただいていると考えております。

次に、狭山市の一般会計繰り入れが全廃されたなら、更なる保険税引き上げが起こるのではないかについてであります。一般会計からの繰り入れを解消するための手段としては、医療費適正化の取組などによる歳出の削減のほか、収納率の向上、賦課限度額の引上げや適切な保険税率の設定などによる収入の確保がございます。各市町村は、それらを組み合わせて対応しており、狭山市においても同様に、現在の状況を踏まえ、適切に対応されるものと考えております。

次に、高い金額で同じ保険税になるなら、被保険者のメリットはないと考えるがどうかについてであります。保険税水準が統一されると、原則として、同じ世帯構成、所得であれば県内どこに住んでも同じ保険税となり、公平性、透明性が高まります。他方、保険税水準の統一により、被保険者の負担が増減することはありますが、高い金額で同じ保険税になるという指摘は当たりません。また、医療費の負担を県全体で支え合うため、小規模な市町村で高額な医療費が発生した場合においても保険税の変動を抑えることができるということも被保険者にとってのメリットと考えます。

次に、一般会計繰り入れ全廃の第3期運営方針を撤回すべきと考えるがどうかについてであります。国民健康保険制度を安定的に運営するためには、収支を均衡させる必要があります。また、一般会計からの繰

入れは、法定の公費負担に加え、国民健康保険に加入していない方、加入者以外の方々からの税を法で定めた以上に充当することになります。このため、第3期運営方針においては、令和8年度までに一般会計からの法定外繰入れを解消することとしております。令和4年度時点で、県内の3分の2の市町村が一般会計からの繰入れを行っていますが、令和8年度までの解消に向けて計画的に取り組んでいただいているところ、運営方針を撤回することは考えておりません。

【山崎県議】

県は「秋の試算」として、被保険者一人当たり5,385円増額の来年度の保険税必要額を示しました。4年連続の引き上げです。さらに各市町村の保険税が引き上げとなります。県国保運営方針には、国保会計悪化の要因として、公的負担比率が改善されないからだ、と明記されています。これに従い、党県議団は国保への公的負担を増やすよう6月にも求めました。しかし、国の負担は来年度増える見通しはない、また市町村の一般会計繰り入れ全廃の方針撤回もしないとのことでした。それならば、来年度の保険税の引き上げを食い止めるために残されている道は、県が基金や一般会計から繰り入れを行うことだけです。知事、県の基金と一般会計からの繰り入れで、5,385円の増額を食い止めていただきたいのですが、いかがでしょうか？

【知事】

次に、県の基金と一般会計からの繰り入れで5,385円の増額を食い止めてほしいがどうかについてであります。県の国民健康保険財政安定化基金には、保険税引上げの抑制に活用できる財政調整事業分として約27億円の積立てがございます。この事業分については、市町村と協議し、一人当たりの納付金が大幅に増加する場合に活用することといたしております。令和6年度の納付金算定に当たっては、おおむね過去の伸び率の範囲内にあることから、基金を活用することは考えておりません。また、令和5年度予算において、県の一般会計から約550億円の財政支援を行うこととしており、法定の範囲を超えた更なる県費の投入は難しいと考えております。

【山崎県議の再質問】

4年連続で右肩上がりとなっている一人当たりの保険税必要額の引上げを、今何としても止めるべきです。知事の再答弁を求めます。

【知事】

御質問3「失われた30年、県は、賃金低下と物価高騰に疲弊する県民の防波堤に」の(1)「年収200万円の母子家庭に3万円の増額！国民健康保険税引き上げ方針撤回を」の再質問でございますが、これを何としても止めるべきではないかという御質問と理解をいたします。令和6年度の一人当たりの納付金でございますが、前年度から4.5パーセントの伸びとなっております。他方、直近3年の平均値は4.7パーセントの伸びとなっており、これが単年度だけの傾向かどうかは分かりませんが、伸び自体は低下をしているところでございます。そこで、近年の伸び率を大幅に超える場合には、基金残高の状況も踏まえながら、市町村と協議の上、活用を検討してまいりたいと考えております。

【山崎県議】

(2) 絶対に欠かすことのできない水と排水。物価高騰の今こそ引き下げを

県水道事業について、企業局は令和4年度からの経営5か年計画の中で今後15年間の財政シミュレーションを公表し、料金改定についてのイメージを示しています。イメージ1は水道料金を引き上げなかった場合で内部留保を使い果たします。イメージ2は、令和11年度に20%料金引き上げを行うと何とか内部留保も守れますというものです。イメージ3は、令和7年度から10%料金を引き上げて、その後、令和11年度にまた10%引き上げあわせて20%引き上げると内部留保も現状のまま保てますというものです。これらから導かれる印象は「料金を引き上げるしかない」という結論です。

水道事業が厳しいことは理解できます。水需要は年々減り続け、電気料金の高騰で維持管理費が増加しています。水道法の基準をクリアするために高度浄水処理の導入が求められています。現在進められている大久保浄水場では令和10年度までに616億円の事業費が必要ですが、国からの補助は42億円にすぎません。

そこで、公営企業管理者にうかがいます。さらに残りの3つの県営浄水場も、今後整備予定ですが、高度浄水処理を導入しなければ、国の基準を上回ることは不可能なのでしょうか？現在どのようにして基準をクリアしているのでしょうか。また、経営5か年計画の3つのイメージは撤回し、他の手段も探るべきと考えますがいかがでしょうか、2点お答えください。

【公営企業管理者】

山崎すなお議員の御質問3「失われた30年、県は、賃金低下と物価高騰に疲弊する県民の防波堤に」の(2)「絶対に欠かすことのできない水と排水。物価高騰の今こそ引き下げを」についてお答えを申し上げます。まず、「高度浄水処理施設を導入しなければ、国の基準を上回ることは不可能なのか。現在どのようにして基準をクリアしているのか」についてでございます。県営水道には国の水道水質基準に適合した水を供給する責任があり、各浄水場で基準をクリアするために必要な処理を行っております。現在、高度浄水処理を導入していない浄水場では、河川の水質状況に応じて粉末活性炭等を随時注入して対応しております。しかし、近年では水道水の臭いの原因となるかび臭物質が頻繁に検出され、基準超過のリスクが高まってきており、また、高度浄水処理でなければ対応できない化学物質の水質事故も実際に発生をしております。こうした中、高度浄水処理は、かび臭物質や幅広い種類の化学物質に対応して、24時間365日対応できる処理技術として、既に近隣都県の多くの浄水場で導入され、実績を上げております。県営水道といたしましても、水質基準に適合した水を安定的に供給できるよう、高度浄水処理施設を各浄水場に順次導入することとしております。次に、「経営5か年計画のイメージは撤回し、他の手段も探るべき」についてでございます。地方公営企業は独立採算で経営することが原則とされていることから、持続的な経営を確保するためには、必要なコストを料金収入で賄っていかなければなりません。資金が不足すると老朽化した施設や管路の更新ができず、水道用水の安定供給に支障が生じる恐れがあります。このため、将来に向け様々な財政シミュレーションを行うことは、責任ある経営のために必要な作業であり、また、水道法により求められているものでもございます。

御質問の「第5次企業局経営5か年計画」では、アセットマネジメントの活用による施設等の長寿命化、省電力機器の導入など様々な取り組みを進めることで、継続的な経営を目指すこととしております。

県営水道の料金は市町等の受水団体の経営に大きな影響を及ぼすことから、今後もコスト削減のための

努力などを適切に反映させ、収支均衡に向けたシミュレーションの精度を高めてまいります。

【山崎県議】

水は、ライフラインです。光熱費が高騰し生活が大変な中、せめて「水は安心してください」と言ってほしいです。知事にうかがいます。法律の基準を守るための高度浄水処理には十分な助成を国に求めるべきと考えます。国に強く働きかけていただきたいのですがいかがでしょうか。他の県有施設は電気料金の高騰分について一般会計から補填されています。水道事業も電気料金の高騰分について、一般財源で補填していただきたいのですが、いかがでしょうか？

【知事】

次に、電気料金の高騰分につき、一般財源により補填していただきたいについてであります。地方公営企業は、法により原則として料金収入による独立採算制が採られており、お尋ねの電気料金の高騰分のような、経常費への赤字補てんについて一般会計から繰り出すことは、適切ではありません。一方、県営水道は、令和4年度決算で31年ぶりに経常赤字となり、令和5年度も赤字予算となっているなど、経営環境は依然として厳しい状況であります。また、水道用水供給事業会計の令和4年度決算に対しては、監査委員から、今後の水道料金の改定について「事業経営に係る財政シミュレーションを行い、検討することが必要である」との監査意見を頂いております。県営水道は、日々の県民生活に欠かすことができない重要なライフラインであります。適切な料金設定の下で自律的な経営を維持し、安定的に事業継続をしていくことが目指すべき最も望ましい姿であり、現時点で一般財源による補てんは考えておりません。

【山崎県議】

次に、下水道事業について質問します。

本定例会で荒川左岸北部下水道の維持管理負担金単価が1立方あたり8円増で46円に引き上げ、利根川右岸流域はまず16円増で99円に、令和8年度からはさらに6円増の105円に引き上げるという議案が提出されています。これによって流域間格差がさらに増大し、単価が低い荒川右岸の32円と単価が高い利根川右岸の差は63円、3倍にもなります。この負担金の増は、各自治体の料金の引き上げに繋がります。同じ事業主体でありながら流域ごとに単価が異なる現行制度を改め、県民負担の公平をはかるべきです。下水道事業管理者におたずねします。県は地域間格差をなくすために負担金統一を目指すべきです。ご見解をお答えください。

物価高騰で光熱費が増加しています。下水道事業についても、一般会計から補填していただきたいのですが、知事、いかがでしょうか。

【下水道事業管理者】

山崎すなお議員の御質問3「失われた30年、県は、賃金低下と物価高騰に疲弊する県民の防波堤に」の(2)「絶対に欠かすことのできない水と排水、物価高騰の今こそ引き下げを」のお尋ねのうち、負担金統一について、お答えを申し上げます。

流域下水道の維持管理負担金は、受益者負担の原則に基づき、流域ごとに5年間のスパンで累積黒字や

赤字を算入した上で、必要な経費が賄えるよう単価を改定するのを基本としてまいりました。今回、改定の対象となる荒川左岸北部及び利根川右岸流域の負担金単価にはエネルギー価格の高騰などを見込んでおり、利根川右岸流域の引き上げ幅が大きいのは、令和元年度以降の累積赤字を算入していることでもあります。二つの流域の関係市町には、昨年度から収支シミュレーションなどを丁寧に説明し、負担金単価改定についての意見照会では同意をいただいております。下水道処理施設は流域ごとに独立しているため、スケールメリットの状況の違いなどにより負担金に価格差が生じています。この統一については、受益者負担の原則との整合、各流域の設置の経緯や関連市町の経営状況などを鑑みますと、関係者の間で合意に至ることは困難であると判断せざるを得ません。下水道局としては、流域市町とともにまずは赤字の流域での収支均衡や累積赤字の縮小を図るなど、単価差の抑制や是正に向けて道筋をつけていけるよう取り組んでまいります。

【知事】

下水道事業についても、一般会計から補填していただきたいについてであります。水道事業と同様に流域下水道事業も独立採算制が採られており、さらに、流域下水道の費用は、下水道法の規定により受益者負担が原則とされております。光熱費の高騰分のような経常費への赤字補てんについては、一般会計から繰り出すことは、適切ではありません。流域下水道事業も、平成22年4月の地方公営企業法の適用後、令和4年度決算で初めての経常赤字となり、令和5年度も赤字予算となっているなど、経営環境は依然として厳しい状況にあります。下水道は水道と同様に重要なライフラインであり、光熱費などの変動を適切に負担金単価に反映させ、安定的に事業継続していくことが重要であり、現時点で一般財源による補てんは考えておりません。

【山崎県議の再質問】

水道事業と下水道事業の一般会計からの補填について、一般会計から繰り出せるよう、ぜひ国に要望していただきたいのですが、どうでしょうか。

【知事】

御質問3「失われた30年、県は、賃金低下と物価高騰に疲弊する県民の防波堤に」の(2)「絶対に欠かすことのできない水と排水、物価高騰の今こそ引き下げを」に関する上水、下水ともに、国に対し繰出基準の見直しを行うよう求めるべきではないか、との再質問に関しましては、県営水道及び流域下水道は共に公営企業として独立採算制の下に運営されております。この独立採算制の公営企業ですが、議員御提案の繰出基準につきましては、地方公営企業法第17条の2第1項などを根拠とするものであり、その考え方は設備投資などに関しては繰出しを行い、経常経費は自らの収入で行うというものであります。この第1項に規定されている以外の経費につきましては、やはり同じ条の第2項におきまして、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされているとおりで、答弁させていただいたとおり、公営企業が収入から充てなければならない、ということになっております。電気料金は、県営水道及び流域下水道における主たる経常経費の一つであり、法の規定及び受益者負担の原則に基づき、料金及び負担金により回収することが基本でございますので、その基本原則を歪めた要望はするべきではないと考えているところでございます。

【山崎県議】

次の柱に移ります。

IV 世界に広がるアグロエコロジーの波。有機農業促進のために

農薬や化学肥料を大量に使い、大規模施設で生産する工業的農業が、地域の環境と農業生産を破壊してきました。その中で、農業の営みを生態系の中に位置づけ、生物多様性と地域コミュニティを重視するアグロエコロジーを推進する動きが世界的に広がっています。国連・食料農業基金は、小規模家族農業の役割を特別に重視し、地産地消など地域循環型のアグロエコロジーを強調しています。日本でも、この流れの中で少なくない新規就農者が有機農業に取り組んでいます。

本県においては、県内最初に小川町が「オーガニックビレッジ宣言」を行い、国の助成を受けて有機農業を支援しています。有機農業面積や有機農業者の拡大目標をもって計画的に進め、現在有機経営体は全体の15.8%、有機耕地面積は18.7%、有機農業に取り組んでいる農家割合は17.9%となっています。私もお会いしましたが、その多くが非常に若い新規就農者です。町は、JAS規格の煩雑さをさけた独自の認証制度「おがわん」認証をつくり、技術普及のための講習や、残さいを利用した液肥づくり、生産物の流通・加工を支援しています。

特に「おがわん」野菜の給食への積極的活用が重要です。毎月の献立表には、材料が「小川町産」のものや、「おがわん認証」のものがわかるようになっていきます。栄養教諭による食育の授業が行われ、食育だよりで地産地消の大切さが広げられています。

今後、さらに小川町のように有機農業を進める取り組みを広げるべきだと考えます。小川町には多数の視察が全国から訪れているそうです。埼玉県内でも、小川町の取り組み・成果を積極的に広げるべきと考えますが、いかがでしょうか。JAS認証は大切ですが、そこまで厳しいものを無理に求めなくても、市町村独自の認証でも構わないと思います。仮称「埼玉県オーガニックシティ」宣言にとりくむ市町村を支援する制度を創設することを提案しますがいかがでしょうか。給食や地域の残菜を液肥とする設備や、玉ねぎなどを長期保存するための設備など、有機農業の支援となる設備に対する助成制度を創設すべきと考えますが、いかがでしょうか。以上3点について農林部長の答弁を求めます。

【農林部長】

山崎すなお議員の御質問4「世界に広がるアグロエコロジーの波、有機農業促進のためについて」お答えを申し上げます。

まず、小川町の有機農業の取組・成果を広げることについてです。小川町では、地域ぐるみで有機農業に取り組む、本年5月にはオーガニックビレッジ宣言を行い、魅力ある街づくりを目指しています。農産物は学校給食や地元レストランへの提供のほか、加工品にも活用されています。県では有機農業の推進のため、小川町のような地域ぐるみの有機農業の取組を各地に展開していきたいと考えています。このため、農業者や市町村等の関係者を対象とした研修会やSNS上で生産者と流通業者、消費者が有機農業の情報交換や連携ができるプラットフォームを活用し、小川町の取組を積極的に情報発信してまいります。

次に、仮称「埼玉県オーガニックシティ」宣言に取り組む市町村を支援する制度についてです。

国では、有機農業の生産、流通、消費に地域ぐるみで取り組む市町村をオーガニックビレッジとして支援

する事業を実施しています。オーガニックビレッジになるためには、有機JAS認証取得の取組は要件ではなく、取り組みやすい制度となっているため、本県ではこの制度を活用する市町村を支援してまいります。県内には小川町以外にも有機農業を地域ぐるみで実践し、オーガニックビレッジを目指している市町村があり、県は生産技術の指導や地域内流通、地場加工品の製造などの取組を支援する国の交付金の活用などを支援してまいります。

また、県では本年創設した環境負荷の低減に取り組む農業者や事業者などを表彰する埼玉・農のエコロジーアワードを通じて、有機農業など環境負荷低減の取組を県内に広げてまいります。

次に、有機農業に必要な設備に対する助成についてです。

県では、地域内資源を活用した液肥や堆肥を生産する施設などの整備を支援する事業を実施しています。また、国においても化学農薬や化学肥料を使用しない栽培技術の実証に必要な機械・施設の整備を支援する事業のほか、たまねぎ貯蔵庫などの集出荷貯蔵施設の整備を支援する事業を実施しています。

引き続き、これら事業の活用を推進しハード面から有機農業を支援してまいります。

【山崎県議】

また、学校給食の食材についても県産材使用を促進すべきです。栄養教諭等による県産材の食育教育の現状と、今後これを拡大していく取り組みを進めることについて献立表や給食だよりなどで食材の産地を積極的に明らかにしていく取り組みを推進することについて。以上2点、教育長の答弁を求めます。学校給食に有機野菜を取り入れる際に小川町から学ぶのは、「少しずつやれるところから」という考え方です。小川町でも大根、はくさい、きゅうりを月に何回か使用するところからのスタートです。市町村立学校や特別支援学校の給食に月に1日でも「有機野菜の日」をつくるなど取り組んではいかがでしょうか？教育長の答弁を求めます。

【教育長】

次に、御質問4「世界に広がるアグロエコロジーの波、有機農業促進のために」についてお答えを申し上げます。まず、「県産材の食育の現状と拡大の取組について」でございます。県が、令和4年度に実施した「彩の国ふるさと給食月間の取組調査」によれば、8割を超える小・中学校で地元産食材への理解を深める食育活動を行ってまいりました。具体的には、地元産の果物について生徒自らが調べる授業、児童が育てた野菜を収穫し給食で食べる授業などがございました。県では、こうした授業を各学校に紹介し、更なる取組の普及を図ってまいります。

次に、「献立表などに食材の産地を明らかにする取組について」でございます。

議員お話しの小川町以外にも、「給食だより」やホームページで献立に使う県産食材の豆知識や地域伝統食の紹介などに取り組んでいる市町村もございます。

県では、こうした取組を「彩の国学校給食研究大会」で紹介するなど、地域の実情に応じた取組を推進してまいります。

次に、「市町村立学校や特別支援学校の給食に有機野菜の日をつくる等の取組について」でございます。有機食材については、地域における生産量や、価格といった観点から、給食では安定した調達の確保という課題がございますが、地域の実情に応じて「有機野菜の日」などを設け、給食などに有機食材を取り入れることは、児童生徒が環境を考えるきっかけになると考えます。

県では、各市町村にこうした取組について情報提供をするとともに、特別支援学校での取組について検討してまいります。

【山崎県議】

最後の柱に移ります。

V 地元問題

(1) 知的特別支援学校過密解消と川口市に肢体不自由特別支援学校設置を

党県議団が、川口の特別支援学校の過密状態について初めて取り上げたのは平成6年、今から約30年前です。保護者の皆さんの力強い運動によって、草加かがやき、戸田かけはしと特別支援学校が新設され、川口特別支援学校の増築が決まっています。しかし、それでも障害児の増加が予想され、教室はまだ足りません。教育長、川口周辺の児童生徒数の増加の見通しと、今後も特別支援学校を設置する決意をお示してください。

次に肢体不自由特別支援学校についてお聞きします。様々な病気とともにある肢体不自由児が川口市内の家から片道二時間、往復四時間かけて越谷特別支援学校に通学しています。川口市内に肢体不自由特別支援学校をというのが、保護者の皆さんの長年の願いです。昨年12月の一般質問では、肢体不自由特別支援学校の設置に関する様々な課題について、県と川口市で詳細に検討していくという教育長答弁でした。教育長、旧芝園中学校など、その後の協議の進捗についてご報告ください。

旧芝園中学校はじめ、困難や課題はたくさんあると思いますが、大切なことはなんとしても肢体不自由特別支援学校を川口市につくるという決意です。教育長、越谷特別支援学校の過密解消のためにも、川口市の肢体不自由児のためにも、川口市内に肢体不自由特別支援学校を設置する決意をお示してください。

そして知事、川口市内に肢体不自由児の学校をという地元川口の保護者の願いを後押ししていただきたいのですが、ご答弁を求めます。

【教育長】

次に、御質問5「地元問題」の(1)「知的障害特別支援学校の過密解消と川口市に肢体不自由特別支援学校の設置を」についてお答え申し上げます。

まず、川口周辺における児童生徒数の増加の見通しと特別支援学校設置の決意についてでございます。川口市を含む県南部地域では、令和3年度には456人の過密状況となっており、更に令和13年度までの10年間で375人の増加を見込んでおります。今後につきましては、児童生徒数の推移を踏まえ、効果的な手法を検討し、教育環境の改善に取り組んでまいります。

次に、旧芝園中学校など、その後の協議の進捗についてでございます。令和4年7月に川口市から旧芝園中学校跡地を活用した肢体不自由特別支援学校設置の御要望を頂き、これまで6回にわたり協議を実施しました。こうした中、令和5年8月には改めて、川口市長から、旧芝園中学校跡地の活用に限らず、設置場所や施設の在り方も含めて幅広く検討していただきたいとの御要望がございました。

次に、川口市内に肢体不自由特別支援学校を設置する決意についてでございます。

越谷特別支援学校は川口市内から通う児童生徒も多く、長時間かけて通学している児童生徒もおり、大変心苦しく感じております。そのため、県では、これまでバスの増便や運行ルート工夫などにより、通学時間の短縮を図るよう努めてきたところです。県としましては、川口市から改めて御要望を頂いた

趣旨を踏まえ、市の協力を頂きながら肢体不自由特別支援学校の設置も含め、あらゆる可能性を幅広く検討してまいります。

【知事】

最後に、「地元問題」のお尋ねのうち、「知的障害特別支援学校の過密解消と川口市に肢体不自由特別支援学校の設置を」の川口市内に肢体不自由特別支援学校をという川口の保護者の願いを後押しすることについてでございます。

障害のある子供たちが安心して学校に通える環境を整えることは大変重要であると考えており、肢体不自由のある児童生徒の通学の負担については、大きな課題として認識をしております。これまで、県教育委員会では、スクールバスの増便や運行ルート工夫などにより、川口市内から越谷特別支援学校に通う児童生徒の通学時間の短縮を図り、バスの乗車時間が片道90分以上になるケースは解消されたと承知をしております。特に、医療的ケアを必要とする児童生徒や保護者の負担が大きいと考えられることから、今年度からは、福祉タクシー等を利用して通学する際の看護師費用を補助する通学支援などの負担軽減事業を開始をいたしましたところであります。

川口市内への肢体不自由特別支援学校の設置に関しましては、令和4年7月に川口市から県教育委員会に対し旧芝園中学校跡地を活用した設置について御要望を頂いたところであります。令和5年8月には、改めて、旧芝園中学校跡地の活用に限らず、設置場所や施設の在り方も含め川口市内での設置について御要望があったと伺っております。そのため、こうした川口市長からの御要望の趣旨を踏まえ、県教育委員会には、川口市内への肢体不自由特別支援学校の設置について、あらゆる可能性を幅広く検討していただきたいと考えております。

【山崎県議の再質問】

川口市内への肢体不自由特別支援学校の設置について、今まで以上に尽力をいただきたいのですが、いかがですか。

【知事】

御質問5「地元問題」の(1)「知的障害特別支援学校の過密解消と川口市に肢体不自由特別支援学校の設置を」について、今まで以上に尽力をするべきとの再質問にお答えを申し上げます。

私も、以前、肢体不自由特別支援学校に通う児童生徒の保護者の方から、直接、通学負担の現状についてお話しを伺う機会がございました。児童生徒や保護者の通学負担が大きいことは、課題として認識をしております。特に、医療的ケアを必要とする児童生徒の負担や、学校までの送迎をする保護者の皆様の御苦労は、より一層大きいものと考え、先ほど答弁させていただきましたとおり、通学時間の短縮や、あるいは、医療的ケア児が利用するためのタクシー等の補助についてお話しをさせていただいたところでございます。保護者の皆様の思いにつきましては、私から県教育委員会に伝えております。

県教育委員会には、こうした思いも踏まえて、川口市内への肢体不自由特別支援学校の設置につき、あらゆる可能性を幅広く検討していただきたいと考えているところでございます。

【山崎県議】

(2) 川口特別支援学校の増築時の下校安全確保対策について

続いて川口特別支援学校の増築工事についてです。特別支援学校の下校時間の様子は大きく変化しています。以前はバスでそれぞれの地域に帰っていましたが、現在は放課後等デイサービスに多くの児童・生徒が通っています。放課後には、多数の放課後等デイサービスの車が迎えに来て、学校の駐車スペースは大変な混雑となっております。学校の敷地が非常に狭い川口特別支援学校は、下校時、放課後デイサービスの車がテトリスのようにびっしり並びます。補正予算も提出されておりますが、この通りに増築工事が始まった場合、児童・生徒の安全確保が可能なのか心配です。増築工事にあたってどのように安全確保を図るのか、教育長答弁を求めます。

【教育長】

次に(2)「川口特別支援学校の増築時の下校安全確保対策について」、お答え申し上げます。川口特別支援学校では、児童生徒数の増加への対応として、令和6年度から校舎増築の工事に着手する予定です。この工事期間中の児童生徒の安全確保については、万全を期す必要がございます。そのため、工事施工業者や放課後等デイサービス事業所とも綿密に協議の上、工事期間中の児童生徒の引渡し場所とその動線の確保、誘導員の配置等について十分に調整してまいります。

【山崎県議】

(3) 埼玉県屋内50メートル水泳場整備運営事業について。

すでに入札が行われ前田建設工業グループが落札しており、可動式50メートルプールと、25メートルプール、飛込プールが整備されます。この場所には、これまで川口市立の北スポーツセンターがあり、25メートルプールが市民に開放されてきました。個人として利用される方もグループで定期的に利用する方もいました。そのグループから「県の新しいプール完成後、利用料金についてこれまでの料金と変わらないようご配慮いただきたい」という要望が提出されています。しかし、県が示している利用料金の上限は非常に高額です。たとえば、北スポーツセンタープールの個人利用料金は一般250円、中・高校生140円、児童80円でした。これが一般520円 高校生以下320円となります。小学生は4倍です。グループ利用では、北スポーツセンターは2時間8,250円でしたが、27,000円に、3.2倍となるのです。

50メートルプールは国際競技を想定されていると思いますが、競技の行われな時期には県民利用を促進すべきです。上限はこのように高額に設定されていますが、実際の料金は北スポーツセンターに準じたものとすべきと考えますが、県民生活部長いかがでしょうか？

【県民生活部長】

山崎すなお議員の御質問5「地元問題」の(3)「埼玉県屋内50メートル水泳場整備運営事業について」お答えを申し上げます。本施設は国内主要大会の開催やアスリートの競技力向上だけでなく、水に親しむ環境を様々な世代に提供し県民の健康増進を図るものです。この事業については、PFI手法により、本年5月に入札公告を行い、11月に落札者を決定し、現在事業契約の締結に向けて準備を進めているところでございます。入札公告に際し事業者を示した利用料金の上限額は、他の自治体の同規模施設と比較して大きく乖離しないよう設定いたしました。事業予定者が提案した利用料金は、約15年の運営・維持管理期間の採算を勘案したものであり、県としては尊重したいと考えております。なお、事業予定者

からは、無料開放日や障害者利用の無料化、水に親しむための各種教室の開催など、県民の皆様親しんでいただく提案もいただいております。本施設がアスリートのみならず、より多くの県民の皆様にご利用していただける施設となるよう、供用開始に向けて丁寧に準備を進めてまいります。